

議案第76号

訴えの提起について（土地明渡請求事件）

次のように土地明渡請求事件の訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 事件名 土地明渡請求事件

2 事件の概要

- (1) 被告アは、別紙物件目録記載の①及び②の土地について、許可を得ることなく無断で耕作する等不法に占有しており、再三にわたる明渡しの催告にも応じない。
- (2) 被告イは、別紙物件目録記載の②及び③の土地について、[REDACTED]の前所有者から、前所有者の土地として購入したと主張するとともに、仮に同目録記載の②及び③の土地が前所有者の土地でなかったとしても、前所有者が20年以上占有しているから、時効の援用をし、当該土地の所有権を取得したと主張している。
- (3) そこで、本市は、被告ア及び被告イに対し、物件目録記載の土地の所有権に基づき土地明渡請求訴訟を提起するものである。

3 当事者

- (1) 原告 うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市
代表者 うるま市長 中村 正人
- (2) 被告ア [REDACTED]
[REDACTED]
- 被告イ [REDACTED]
[REDACTED]

4 請求の趣旨

- (1) 被告アは、原告に対し、別紙物件目録記載①及び②の各土地を明け渡せ。
- (2) 被告イは、原告に対し、別紙物件目録記載②及び③の各土地を明け渡せ。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

5 訴訟遂行の方針

必要がある場合は、訴えの取下げをし、上訴し、又は和解するものとする。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

土地明渡請求事件について、訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

別紙

物件目録

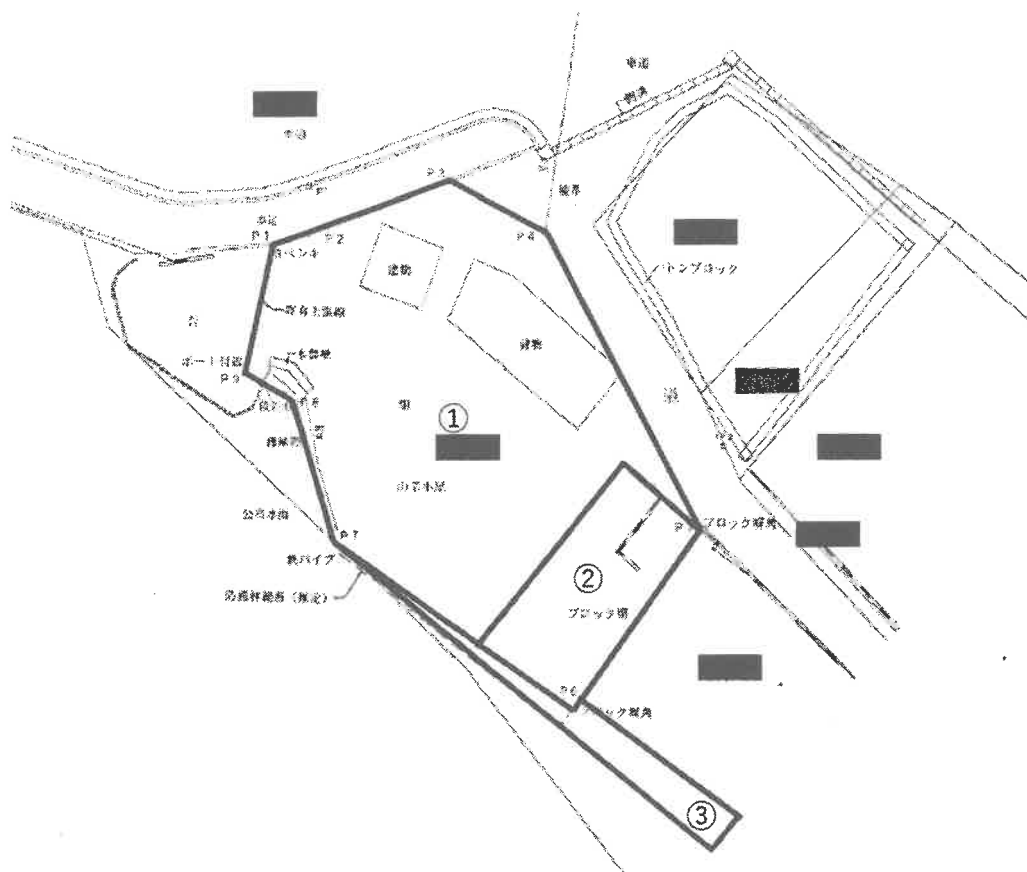
【土地】

所 在 うるま市 [REDACTED] の一部（下図①、②及び③）

被告ア及び被告イは、上記土地のうち、下図の黒太線内部分を占有している。

（内訳）

- 1 被告ア 下図①及び②を不法に占拠している。
- 2 被告イ 下図②及び③の所有権を売買又は時効により取得したと主張している。



議案第 77 号

車両事故に係る和解をすることについて

次のように、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

車両事故について、相手方と和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

令和 年 月 日

示 談 書

事 故 当 事 者		車両登録番号・被害物件
当事者甲	住所 うるま市みどり町一丁目1番1号	オキナワ832 ヒ 119
	氏名 うるま市長 中村 正人 (印)	
当事者乙	住所 [REDACTED]	[REDACTED]
	氏名 [REDACTED]	
当事者丙	住所 [REDACTED]	[REDACTED]
	氏名 [REDACTED]	
事故発生日	2024年5月14日 午後 12時00分 ごろ	
事故発生場所	うるま市赤道 赤道団地内	

上記日時場所において、私 甲の被った物損の一切の損害について、(乙、丙)の保険契約に基づき [REDACTED] より、下記賠償額を受領する事により、本件は円満解決とします。
受領後は本件に関しては(乙)並びに(丙)に対して、一切請求しません。

当事者甲の損害額 ￥4,585,900-

内当事者甲の負担額 (-) _____
(過失相殺額)

その他 (-) _____
(乙・丙の既払額・免責金額等)

賠償額 ￥4,585,900-

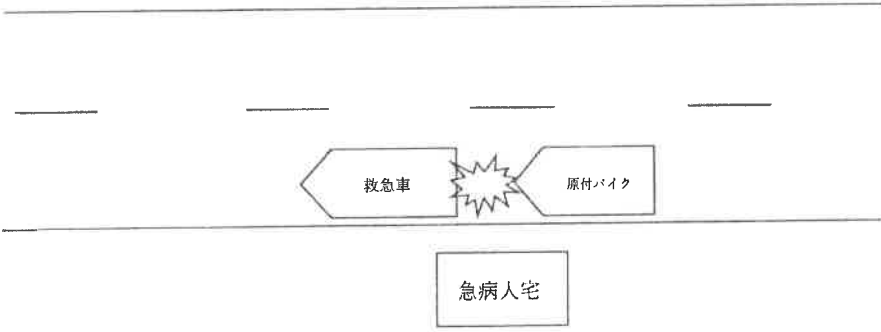
備考

被害車両の協定金額4,585,900円を(下記口座)へ支払うものとする。

支 払 先	〒 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	[REDACTED] 支店	
	[REDACTED]	店番号	口座番号
	(フリガナ) 氏名 [REDACTED]	[REDACTED]	
	[REDACTED]	[REDACTED]	
振 込 先 口 座	ゆうちょ銀行		
	口座名義 (カタカナ)	[REDACTED]	

様式第9号(第42条関係)

消防機械器具等事故報告書

消防長	参事							所属		
		課長	係長	課長	係長	係	所属長	係長	係	
機械器具名称	具志川救急1搭載のストレッチャー架台の破損									
車両番号	沖縄832 ひ 119									
発生日時	令和6年5月14日(火曜日)12時00分頃							天候	曇り	
発生場所	うるま市字赤道 急病人宅前道路									
同乗者	救急隊長: 機関員: 隊員:									
相手方	原付バイク運転手:									
事故状況 令和6年5月14日(火)12時00分頃の救急活動において、うるま市字赤道 片側1車線の市道にて救急対応のため停車していた具志川救急1へ県道16号線方面から赤道小学校方面へ向かって進行していた1名乗り原付バイクが救急車後方へ追突した事故。 その際、救急車内は無人があったため怪我人は原付バイク運転手1名で、急病人と原付バイク運転手は、応援救急隊2隊で病院へ搬送する。 見取図等(発生個所及び事故の状況) 別紙参照 赤道小学校方面  県道16号線方面 上記のとおり報告します。 令和6年5月14日 所属 階級 氏名										

※1 太枠内の決裁欄は、事故発生所属課署において押印するものとする。

2 見取図等は、枠内で足りない場合は、別紙を添付すること。

議案第 78 号

沖縄市による区域外道路の路線認定に伴う承諾について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり沖縄市による区域外道路の路線認定に伴う承諾をしたいので、議会の議決を求める。

承諾範囲		幅員	延長
起点	終点		
江洲 2 1 7 2 番	江洲 2 1 7 2 番	8.9 m ～ 10.6 m	190.1 m

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

沖縄市において、うるま市区域を含めた路線認定を行うにあたり市の承諾を得る必要があるため提案する。



議案第79号

物品の取得について（小中学校教育系基幹ネットワークスイッチ更改業務）

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 小中学校教育系基幹ネットワークスイッチの更改
- 2 物品の数量 基幹レイヤ3スイッチ 26台
- 3 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 4 契約金額 13,200,000円
- 5 契約の相手方 住 所 沖縄県那覇市字安謝638番地
商 号 株式会社 興洋電子
代表者 代表取締役 多良間 洋二

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

小中学校教育系基幹ネットワークスイッチ更改業務における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。



合意締結証明書

タイトル	小中学校教育系基幹ネットワークスイッチ更改業務
ファイル名	物品売買仮契約書（小中学校教育系基幹ネットワークスイッチ）.pdf 仕様書（小中学校教育系基幹ネットワークスイッチ）.pdf
書類ID	01kb8cf405pcw5h5hsvwzw6tvp4qh3r

合意締結当事者 **学校教育課**
kyo-gakkoukyouikuka@city.uruma.lg.jp
Eメール認証
2024/08/08 (木) 11:53(JST)

 **株式会社興洋電子 文教営業部**
Eメール認証
2024/08/08 (木) 11:55(JST)

多良間洋二 **株式会社興洋電子 代表取締役**

Eメール認証
2024/08/08 (木) 12:03(JST)

 **学校教育課 課長**
Eメール認証
2024/08/08 (木) 12:09(JST)

※ 本証明書は、送信者および各受領者の同意日時を証明する書面です。

証明書発行: 弁護士ドットコム株式会社

議案第 8 0 号

うるま市税条例の一部を改正する条例

うるま市税条例（平成 1 7 年うるま市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削る。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 8 1 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(平成 1 7 年うるま市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 4 4 6 条第 1 項」を「第 4 6 3 条の 1 8 第 1 項」に改める。

第 3 条第 2 項中「押印」を「納税済の検印」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方税法の改正等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 82 号

うるま市都市公園条例の一部を改正する条例

うるま市都市公園条例（平成 17 年うるま市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 1 項ただし書中「次項」の次に「及び第 3 項」を加え、「同項に」を「それぞれに」に改め、同条第 2 項中「同条第 4 項に規定する選定事業」の次に「（以下「PFI 事業」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 政令第 5 条第 8 項に規定する集会所を設置する都市公園については、次の各号に掲げる要件を満たしている場合、100 分の 4 とする。

- （1） 前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に基づき配置された都市公園に設置すること。
- （2） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 で定める地縁による団体（市長が別に定めるものに限る。）が設置すること。

第 13 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものにおける使用料は、当該各号に掲げるものを行う選定事業者が提案する額を勘案して市長が別に定める額とすることができる。

- （1） PFI 事業として行う公園施設を設け、又は管理するもの
- （2） 法第 5 条の 2 の規定に基づき定められた公募設置等指針により、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理するもの
- （3） PFI 事業として行う都市公園の全部又は一部を管理運営するもの

第 18 条の 2 を削る。

第 20 条中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

第 27 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 3 の（1）の表」に改め、「（次項において「利用料金」という。）」を削り、同条第 2 項中「、利用料金の額」を削る。

第 30 条中「第 4 条」を「第 3 条、第 4 条」に、「第 21 条第 5 号、別表第 3」を「第 21 条第 5 号、別表第 3 の（1）の表」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

（1） 公園施設を設ける場合

種別	単位	使用料（円）
売店、軽飲食店その他の施設	1平方メートル1年につき	500
自動販売機	1平方メートル1月につき	600

（2） 公園施設を管理する場合

種別	単位	使用料（円）
売店及び軽飲食店	1平方メートル1年につき	2,400
その他の施設	1平方メートル1年につき	650

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

（1） 第4条第1項各号に規定する行為をする場合

区分	単位	使用料（円）
行商その他これに類する行為	1日以内	200
業として写真を撮影するもの	撮影機（写真機）1台1日	500
業として映画を撮影するもの	1件1日	1,000
興行、出店その他これに類する営業行為	1平方メートル1日	20
競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する行為	面積によるもの 1平方メートル1日	10
	面積により難しいもの 1回1日以内	1,000

（2） 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合

区分	単位	使用料（円）
電柱、電線、変圧塔等	第1種電柱 1本につき1月	83
	第2種電柱	133
	第3種電柱	183
	第1種電話柱	77
	第2種電話柱	125
	第3種電話柱	175

	その他の柱類		5
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10
	地下電線その他地下に設ける線類		5
	高圧送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	800
	高圧送電線	占用面積1平方メートルにつき1年	400
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	800
水道管、下水管、ガスパ管、地下埋設物等	外径0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	4
	外径0.1メートル以上外径0.15メートル未満のもの		6
	外径0.15メートル以上外径0.2メートル未満のもの		7
	外径0.2メートル以上外径0.4メートル未満のもの		15
	外径0.4メートル以上外径1メートル未満のもの		40
	外径1メートル以上のもの		79
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	40
	天体、気象又は土地観測施設	占用面積1平方メートルにつき	40
	詰所用建物その他工事用施設	1月	50
	工事用板囲、足場及び材料置場		50

その他の占用		50
--------	--	----

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

別表第4中「第13条」の次に「、第27条」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のうるま市都市公園条例別表第2の規定は、令和7年度以後の使用に係る使用料について適用し、令和6年度以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

都市公園の設置基準及び管理の見直しに伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 83 号

うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年うるま市条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準 (第 37 条)

第 2 節 運営に関する基準 (第 38 条—第 50 条)

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 51 条・第 52 条)」を

「第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準 (第 37 条)

第 2 節 運営に関する基準 (第 38 条—第 50 条)

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 51 条・第 52 条)

第 4 章 雑則 (第 53 条) 」に改

める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 23 条の見出し中「揭示」の次に「等」を加え、同条中「揭示しなければならない」
を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受
信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又
は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改め
る。

第 38 条第 2 項を削る。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 8 4 号

うるま市児童福祉関連複合施設条例の一部を改正する条例

うるま市児童福祉関連複合施設条例（令和 4 年うるま市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 1 号」を削る。

第 4 条第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改め、同条第 3 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、同条第 4 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 8 5 号

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進審議会委員	日額 4, 0 0 0
-------------	-------------

」を

「

スポーツ推進審議会 委員	学識経験者	日額 1 0, 0 0 0
	その他	日額 4, 0 0 0

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

スポーツ推進審議会委員の報酬の額を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 86 号

うるま市都市公園以外の公園に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、うるま市都市公園条例（平成 17 年うるま市条例第 141 号）に規定する都市公園以外の市が設置する公園（以下「市公園」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公園施設」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する公園施設に準ずるもので、必要に応じて市公園に設けられるものをいう。

(市公園の位置等)

第 3 条 市公園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

2 市長は、市公園の区域を変更し、又は市公園を廃止するときは、当該市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(行為の禁止)

第 4 条 市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項若しくは第 3 項又は次条第 1 項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) たき火をし、又は火気をもてあそび、その他危険な遊戯をすること。
- (8) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (9) 風紀を乱し、その他市公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (10) 風致を害する行為をすること。
- (11) 市公園をその用途外に使用すること。
- (12) 市公園の利用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めること。
- (13) その他市公園の管理上支障があると認められること。

(行為の制限)

第5条 市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 市長は、第1項又は前項の許可に市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 第10条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について

は、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(有料公園施設)

第8条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第3の（3）の表に掲げる施設とする。

- 2 市長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。
- 3 有料公園施設及び備品を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第9条 市長以外の者が市公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項に規定する申請書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときには、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期

ク 市公園の復旧方法

ケ その他規則で定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときには、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他規則で定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

3 市長は、市長以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当するもの限り、第1項の許可をすることができる。

(1) 市長が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

(2) 市長以外の者が設け、又は管理することが市公園の機能の増進に資すると認められるもの

4 市長以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(占用の許可)

第10条 市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて市公園を占用しようとするときは、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事着手及び完了の時期

(4) 市公園の復旧方法

(5) その他規則で定める事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変

更事項を記載した許可変更申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽易な変更事項は、この限りでない。

- (1) 占用物件の様式替で、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(添付書類)

第11条 第9条第1項若しくは前条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理若しくは市公園の占用の許可を受けようとする者又は第9条第1項若しくは前条第3項の規定によりそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の許可申請書又は許可変更申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第12条 第9条第1項若しくは第10条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた者がその行為を休止し、又は廃止しようとするときは、その日前10日までに理由を付して市長の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第13条 市長は、第9条第1項又は第10条第1項若しくは第3項の許可を市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第14条 第9条第1項又は第10条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは市公園の占用の期間が満了し、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは市公園の占用を廃止したときは、直ちに市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 市長は、第9条第1項又は第10条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対し

て、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用料)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 第9条第1項の許可を受けて公園施設を設置し、又は管理する者は、別表第2に掲げる使用料
- (2) 第5条第1項又は第10条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3の(1)の表又は別表第3の(2)の表に掲げる使用料
- (3) 第8条第3項の許可を受けて有料公園施設を利用する者は、別表第3の(3)の表に掲げる使用料

(使用料の徴収)

第16条 前条各号の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合に限り、これを使用後に納付することができる。

- 2 使用料の額が月を単位として定められている場合において市公園の使用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その日数に応じて日割計算により算出する。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上特別の事情があると認められるときは、使用料の全部又はその一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によって使用することができなくなったとき、その他市長が必要と認めた場合は、その一部を還付することができる。

(監督処分)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例による許可を

取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 第4条又は第5条第1項の規定に違反している者
- (2) 第7条の規定に基づく処分に違反している者
- (3) 第5条第4項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 虚偽その他不正の行為により第5条第1項又は第8条第3項の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第5条第1項又は第8条第3項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 市公園の保全又は公衆の市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(損害賠償)

第20条 公園施設又は公園施設の設備・備品等を損傷し、若しくは滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡禁止等)

第21条 第9条第1項若しくは第10条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理若しくは市公園の占用又はこの条例による許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第9条第3項又は第10条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は市公園の占用に関する工事を完了した場合
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は市公園の占用を廃止し

た場合

(3) 第1号に掲げる者が、第14条第1項の規定により市公園を原状に回復した場合

(4) 第19条の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合

(5) 市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した場合

(管理の委託)

第23条 市長は、市公園の管理に関する業務の一部を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人又は適切な管理が確保できると認められる団体へ委託することができる。

(施設の管理)

第24条 市長は、市公園の全部又は一部の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第25条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する許可及び許可に付す条件に関する業務
- (2) 第7条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (3) 第8条第2項に規定する供用日及び供用時間に関する業務
- (4) 第8条第3項に規定する許可に関する業務
- (5) 第15条第2号及び第3号に規定する使用料の収受、減免又は返還に関する業務
- (6) 第19条に規定する監督処分に関する業務
- (7) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第26条 第24条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第27条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に市公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、市公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等の内容に沿った市公園の管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) その他市長が施設の性質又は目的に応じて必要とする法人その他の団体であること。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(公募によらない指定管理者の指定)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定によらず指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市公園の設置目的、特性、規模等から、特定の団体に管理させることが適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (2) 緊急の必要により公募することができないとき。
- (3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認められたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(指定管理者の指定の取消し等)

第29条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定等の告示)

第30条 市長は、第27条及び第28条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(利用料金)

第31条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、別表第3の(1)の表及び別表第3の(3)の表に掲げる使用料を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 指定管理者は、納入方法及び還付方法並びに有料公園施設の供用日及び供用時間について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(協定の締結)

第32条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と市公園の管理運営に関する協定を締結しなければならない。

(原状回復の義務)

第33条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第29条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の

停止を命じられたときは、その管理しなくなった市公園及び公園施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が管理する市公園における条例の適用)

第34条 第4条、第5条、第7条、第8条第2項及び第3項、第15条第2号及び第3号、第16条から第19条まで、第25条第5号、別表第3の規定は、指定管理者が管理する市公園について準用する。この場合において、第5条、第7条、第8条第2項及び第3項及び第19条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条第2号及び第3号、第16条から第18条まで、第25条第5号、別表第3の(1)の表及び別表第3の(3)の表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第16条第1項中「市長が特に認めた」とあるのは「指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得た」と、第17条中「市長は、公益上特別の事情があると認められるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が別に定めるところにより」と、第18条中「その他市長が必要と認めた」とあるのは「指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得た」と読み替えるものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第35条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第29条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第36条 指定管理者は、市公園を管理するに当たって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。

- 2 第25条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置
川敷原第2区画整理地内	うるま市字具志川3242番1
安慶名プロムナード	うるま市安慶名一丁目8番
兼箇段公園	うるま市字兼箇段1913番20
仲嶺ハイツ公園	うるま市字仲嶺530番42
キャッスル公園	うるま市石川伊波429番
美原地区公園	うるま市石川東恩納1457番10
高原展望台	うるま市石川山城1468番158
石川浄水場広場	うるま市石川東恩納295番
うみんちゅ広場	うるま市勝連南風原5195番
シルミチュー公園	うるま市勝連比嘉1902番
勝連総合グラウンド緑地	うるま市勝連平安名2725番
照間農村公園	うるま市与那城照間1002番1
饒辺農村公園	うるま市与那城饒辺303番1
上原農村公園	うるま市与那城上原38番1
伊計農村公園	うるま市与那城伊計173番1

別表第2 (第15条関係)

(1) 公園施設を設ける場合

種別	単位	使用料(円)
売店、軽飲食店その他の施設	1平方メートル1年につき	500

自動販売機	1 平方メートル 1 月につき	6 0 0
-------	-----------------	-------

(2) 公園施設を管理する場合

種別	単位	使用料 (円)
売店及び軽飲食店	1 平方メートル 1 年につき	2, 4 0 0
その他の施設	1 平方メートル 1 年につき	6 5 0

別表第 3 (第 1 5 条関係)

(1) 第 5 条第 1 項各号に規定する行為をする場合

区分	単位	使用料 (円)
行商その他これに類する行為	1 日以内	2 0 0
業として写真を撮影するもの	撮影機 (写真機) 1 台 1 日	5 0 0
業として映画を撮影するもの	1 件 1 日	1, 0 0 0
興行、出店その他これに類する営業行為	1 平方メートル 1 日	2 0
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これに類する行為	面積によるもの 1 平方メートル 1 日	1 0
	面積により難しいもの 1 回 1 日以内	1, 0 0 0

(2) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて市公園を占用する場合

区分	単位	使用料 (円)
電柱、電線、 変圧塔等	第 1 種電柱	1 本につき 1 月 8 3
	第 2 種電柱	1 3 3
	第 3 種電柱	1 8 3
	第 1 種電話柱	7 7
	第 2 種電話柱	1 2 5
	第 3 種電話柱	1 7 5
	その他の柱類	5
	共架電線その他上空に設ける	長さ 1 メートルにつ 1 0

	線類	き 1 年	
	地下電線その他地下に設ける線類		5
	高圧送電塔	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 0 0
	高圧送電線	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 0 0
水道管、下水管、ガス管、地下埋設物等	外径 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 月	4
	外径 0.1 メートル以上外径 0.15 メートル未満のもの		6
	外径 0.15 メートル以上外径 0.2 メートル未満のもの		7
	外径 0.2 メートル以上外径 0.4 メートル未満のもの		1 5
	外径 0.4 メートル以上外径 1 メートル未満のもの		4 0
	外径 1 メートル以上のもの		7 9
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4 0
	天体、気象又は土地観測施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	4 0
	詰所用建物その他工事用施設		5 0
	工事用板囲、足場及び材料置場		5 0
	その他の占用		5 0

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

(3) 有料公園施設を利用する場合

施設の名称	単位	使用料（円）
シャワー施設	1回につき	100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、うるま市都市公園条例の規定によりなされた都市公園以外の公園に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市都市公園条例の改正に伴い、都市公園以外の公園の適正な管理を図るため、当該条例を制定する必要があると提案する。

議案第 87 号

うるま市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例

うるま市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（平成 17 年うるま市条例第 61 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（基金の繰入れ）

- 2 この条例の施行日において、うるま市国民健康保険高額療養資金貸付基金に積み立てられている基金は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に繰り入れるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

国民健康保険高額療養費支給事務の見直しに伴い、当該条例を廃止する必要があると提案する。

議案第88号

訴えの提起について（建物明渡等請求事件）

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 建物明渡等請求事件
- 2 事件の概要 市営住宅の家賃を長期間にわたって滞納している別紙記載の入居者に対して、家賃を納入するよう請求し、履行誓約を交わしたが、当該入居者が再三にわたり不履行を繰り返していることから、裁判所に提訴するものである。
- 3 当 事 者 (1) 原告 うるま市みどり町一丁目1番1号
 うるま市 代表者 うるま市長 中村 正人
 (2) 被告 別紙のとおり
- 4 請求の趣旨 (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している市営住宅を明け渡すこと。
 (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している市営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明け渡しの日までの期間について、住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償金を支払うこと。
 (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

建物明渡等請求について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

別紙

	被告の住所	被告の氏名	明渡請求団地・棟号
1	うるま市 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED] 団地 [REDACTED]
2	うるま市 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED] 団地 [REDACTED]

議案第 89 号

うるま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

うるま市国民健康保険条例（平成 17 年うるま市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に、「過料に」を「過料を」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「過料に」を「過料を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。